

2019 年 10 月 18 日
原子力エネルギー協議会
日本原燃株式会社

「震源を特定せず策定する地震動」対応に必要な期間等について

「震源を特定せず策定する地震動」に関し、2019 年 9 月 11 日に開催された第 28 回原子力規制委員会における「留萌地震を基に基準地震動を策定した原子力施設に対して、現時点で直ちに使用の停止や標準応答スペクトルの審査・検査での適用を求める必要はなく、また、事業者が対応するために必要な期間等については公開の会合で事業者の意見を聴く」との議論を踏まえ、基準地震動が確定したサイト及び基準地震動が審査中のサイトについて、事業者が対応するために必要な期間等をそれぞれ以下に示す。

1. 基準地震動が確定したサイトが対応するために必要な期間、要望事項等について

1. 1 基準地震動が確定したサイトについて

改正された基準¹の施行時点で、新規制基準適合性審査において設置変更許可済のサイト（美浜・高浜・大飯（関西電力）、伊方（四国電力）、川内・玄海（九州電力）、柏崎刈羽（東京電力）、東海第二（日本原電））、原子力規制委員会が地震動の審査はおおむね審議済としているサイト（女川（東北電力）、島根（中国電力））、及び新規制基準適合性審査において最終段階と認められるサイト（六ヶ所（日本原燃））は、現在稼働しているか、もしくは至近で再稼働する可能性があるが、これらのサイトが本件に対応するには、基準地震動の策定及び施設の耐震性評価を経て必要に応じ補強対策を行い、施設を適合させることとなり、相応の期間を要すると考えられるため、1. 2 に示すとおり経過措置期間等を設定していただきたい。

1. 2 経過措置期間、要望事項等

本件にかかる経過措置期間については、設置変更許可申請以降の対応期間は申請サイト数や基準地震動の審査結果によって大きく変わる可能性があることから、まずは、改正された基準の施行から設置変更許可申請までの期間を経過措置期間として設定いただきたい。

具体的には、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動の評価（各

¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（実用発電用原子炉以外の原子力施設にあっては、各事業等に係る許可基準規則解釈）、及び基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドをいう。以下同じ。

サイトの最新の情報を必要に応じ用いて解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映)の実施に3ヶ月、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価の実施に6ヶ月の期間が必要であることから、設置変更許可申請までの経過措置期間として「改正された基準の施行から9ヶ月間まで」を設定いただきたい。

また、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動について、改正された基準の施行から3ヶ月以内に、現行の基準地震動との比較を報告させていただき、その報告内容の確認及び設置変更許可申請の要否の判断をいただきたい。

設置変更許可申請の要否については、上記の地震動の報告及び確認において、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動が現行の基準地震動を超える評価結果となったサイトは、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価を実施したうえで設置変更許可申請を実施することとし、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動が現行の基準地震動を超えないサイトは、設置変更許可申請は実施しないこととしたい。

設置変更許可申請から基準適合までの対応期間に関しては、多数サイトの同時申請を考慮しない標準的な基準適合までの必要期間を後述の注)に示しているが、前述のとおり、申請サイト数や基準地震動の審査結果等によって大きく変わる可能性があることから、各サイトが設置許可になった時点でその後に必要な経過措置期間について提案させていただきたい。

なお、これらの経過措置期間に係わらず、事業者として安全性向上に対して迅速かつ確実に実施していくことが重要と考えており、より早く対応が可能なサイトについては早期の対応を図ることとしたい。

注) 過去の実績調査に基づく標準的な工程

複数サイトの同時申請等の条件を考慮しない過去の実績等を調査した結果、施設の評価・対策等に要する期間は、基準地震動が決まってから工事計画認可の申請までに2年、工事計画認可後、施設対応(工事)が必要な場合にはその対応に2定検分(約3年)となる。(具体的な内訳及び前提条件は、別紙1参照。)

なお、許認可審査及び検査の期間は、新規制基準適合性審査の実績、本件の審査では複数サイトが同時に行われることなどを鑑みても、事業者だけの判断で当該期間を見積もることができないため、これらを除く期間を事業者として提示させていただくこととした。

また、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面の地震動が現行の基準地震動の応答スペクトルを超える場合には、新たな基準地震動に対して経過措置期間中に必

要な対応を行うが、他の申請案件については、当該申請の主旨を早期に達成し、安全性向上を実現できるよう、本件とは切り離して、現行の基準地震動による審査及び処分を継続していただきたい。

2. 基準地震動が審査中のサイトの経過措置期間等に対する要望事項について

新規制基準適合性審査において、改正された基準の施行時点で基準地震動が審査中のサイト（泊（北海道電力）、大間（電源開発）、東通（東北電力）、志賀（北陸電力）、浜岡（中部電力）、敦賀（日本原電））は、本件の対応を、現行の基準地震動の審査の状況に応じて効率的に進められるよう、以下に示す手続きの方法を選択できるようにしていただきたい。

- ①現行の基準地震動の審査は、本件の対応と切り離して、継続実施して受ける。
本件の対応については、設置変更許可を受けてから 3 ヶ月以内に、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面上の地震動の評価結果を報告し、基準地震動の見直しが必要な場合は、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価も実施して、設置変更許可から 9 ヶ月後までに本件にかかる設置変更許可申請の手続きを実施する。その後の工程については、本件申請が許可後、別途相談する。
- ②現行の基準地震動の審査において、本件にかかる標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面上の地震動を含めて審査を受ける。

また、現行の基準地震動の審査及び基準津波、地質、火山事象等の他の審査案件について、それらが本件の他サイトの審査の影響を受けて滞ることがないように審査を進めていただきたい。

以 上

事業者が対応するために必要な期間

▽審査ガイド等改正



地震動評価、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価

▽申請

審査

▽許可（地震動確定）



施設評価

▽申請

審査

▽認可

2 定検分



施設対応（耐震準備工事、耐震補強工事）



施設対応（耐震補強工事）

【内訳】

- ・ 地震動、基礎地盤及び斜面の安定性評価：9 ヶ月※（過去の実績等）
- ・ 施設評価：24 ヶ月（新規制基準適合性工認の実績を鑑み、建物・土木構築物の応答解析に8 ヶ月、施設耐震評価に16 ヶ月）
- ・ 工事計画認可対象工事：工事計画認可後、2 定検分（約3年）（特定せず工事計画認可後の次定検及び次々定検（運転期間中を含む）で実施）

※ 地震動評価のみの場合は3 ヶ月

【前提条件】

- ・ 地震動評価期間については、基準改正の内容により変動する。
- ・ 基準地震動の影響度合いにより工程は大きく変動する。
- ・ 耐震評価対象は、全工事計画認可対象設備（設計基準対象施設、重大事故等対処施設、特定重大事故等対処施設を含む）とする。
- ・ 施設評価は単一サイトの複数プラント同時に実施するものとし、その評価輻輳を考慮する。